

社会福祉協議会の取扱い(その 2)について

社会福祉協議会の取扱い(その 2)について、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 4 月 8 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

社会福祉協議会の取扱い(その 2)について

- 1 社会福祉協議会の運営に係る補助金については、社会福祉法にいう地域福祉の担い手としての役割を踏まえ、新市においても継続する。ただし、補助の内容、補助額等については合併までに調整する。
- 2 現在委託している事業については、現行のサービス水準が低下しないように合併までに調整する。

平成 1 6 年 4 月 2 2 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会